



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第69号 令和元年8月20日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
317	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
318	道路の区域を変更する件	道路整備課
319	同	同
320	同	同
321	道路の供用を開始する件	同
322	同	同
323	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

徳島県告示第三百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	年 月 日
合同会社あいクローバー	名西郡石井町高川原字高川原一七九六番地二	キッズサポートあいのジュニア	名西郡石井町高川原字高川原八九三 四	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年八月 一日
社会福祉法人徳島蒼生福祉会	板野郡北島町中村字東堤ノ内二八番地五	蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」	板野郡北島町新喜来字下竿一番地一三七	放課後等デイ サービス	同

徳島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四三九号	三好市東祖谷菅生六〇七番四地 先から 同 六 六番三地 先まで	旧	四・四〇・一	二七六・一
同		新	一一・七〇三七・五	二六五・八

徳島県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	4 4	路線名	三好郡東みよし町西庄字 野根上二五八番七地先か ら		区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	4 4	三加茂東祖 谷山	同	同	同	新	八・八〇・五	二二・九
			で	二六〇番一地先ま		旧	八・八〇・三	二二・九

徳島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

182		整理 番号
瀬戸港		路線名
同	同 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り 式四五二番一地从先から 四四三番四地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・三丁一〇・三	四・二丁四・八	敷 地の 幅 員 (メートル)
二九・〇	二九・〇	延 長 (メートル)

徳島県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字野根 上二五八番七地先から 同 一六〇番一地先まで	一三三・九	令和元年八月二十日

徳島県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

182	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		瀬戸港	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式 四五二番二地先から 同 四四三番四地先まで	二九・〇	令和元年八月二十日

徳島県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和元八月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市大林町字蛭子免一五番及び一六番の一部	小松島市金磯町九番一〇号	ベイ・サイド有限会社
吉野川市鴨島町知恵島字中須賀一五二〇番八及び一五二〇番一〇	名西郡石井町高川原字高川原二三一番地一三 たちちマンション三 三三三号室	市川 聖
同 西麻植字麻植市六九番一	徳島市昭和町八丁目五五番地	有限会社優企画
同 飯尾字小原六八八番、六九三番一及び六八九番一の一部	吉野川市鴨島町上下島四九三番地九	株式会社南北
名西郡石井町藍畑字高畑六三七番一、六三八番一、六四三番及び六四四番の各一部	名西郡石井町石井字石井七三七番地一 エクセレントハーベスト二〇二号室	前田 敬 前田 祐希
同 石井字城ノ内三八七番一及び三八七番二	徳島市富田橋六丁目八番地一	株式会社村上不動産
板野郡北島町新喜来字砂原二七番一	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産